

七尾市合宿等誘致事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市外の団体等の合宿及び市外の小、中、高等学校の修学旅行（以下「合宿等」という。）に対して、七尾市内の宿泊施設における宿泊を伴う合宿等に対し、合宿等誘致事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、交流人口の拡大を図り、地域の活性化に資することを目的とし、七尾市補助金交付規則（平成16年七尾市規則第44号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 団体等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校及び専修学校（以下「学校等」という。）の学生等又はスポーツ、文化等の協会に所属する学生等の団体
- (2) 学生等 学校等の学生及び引率者であって、市外に在住する者
- (3) 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払いを要する施設（キャンプ場、バンガロー、ログハウス等を除く。）
- (4) 人泊 宿泊施設に宿泊した学生等の人数に当該宿泊数を乗じて得られる延べ数

(補助金の交付)

第3条 市長は、市内に合宿等を行う市外の団体等に対し補助金を交付する。

(補助対象事業)

第4条 補助金の補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、別に補助を受けているもの又は政治的活動、宗教的活動若しくは営利を目的とするものは除く。

- (1) 七尾市内で実施する事業であり、市外の団体等のグループがクラブ、サークル又はゼミナール活動等により七尾市内の宿泊施設において行う50人泊以上（小中学校においては、25人泊以上）の合宿であること。ただし、大会参加に伴う宿泊は含まないものとする。また、複数の市外の団体等が同一目的で七尾市内の宿泊施設で合宿（以下「合同合宿」という。）する場合は、

各団体の合計人泊数で算定するものとする。

(2) 七尾市内で実施する事業であり、市外の小、中、高等学校が宿泊体験学習を目的に七尾市内の宿泊施設において行う10人泊以上の修学旅行であること。

(補助対象人泊数の算出)

第5条 前条に定める人泊数は、学生数に各団体2名までの引率者を加えた数に宿泊数を乗じて算出するものとする。ただし、合同合宿の場合は各団体ごとに2名までとする。

(補助対象経費)

第6条 前条の補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条で算出された補助対象人泊分の宿泊費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 合宿の場合 人泊数に小中学生は500円、高校生以上は1,000円を乗じた額

(2) 修学旅行の場合 人泊数に500円を乗じた額

(補助金の限度額)

第8条 補助金の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 合宿の場合 小中学校25万円、高等学校以上50万円を限度として、市長が定めた額

(2) 修学旅行の場合 30万円を限度として、市長が定めた額

(事業実施期間)

第9条 この事業の実施期間は、当該年度の3月末日までとする。ただし、1回の合宿が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、事業完了日の属する年度とする。

(事業実施計画書の提出)

第10条 補助金の交付の申請をしようとする団体(以下「交付申請団体」)は、補助対象事業実施日の15日前までに事業実施計画書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第11条 交付申請団体は、補助対象事業終了後、30日以内に七尾市合宿等誘致事業費補助金交付申請書(様式第2号)に市内の宿泊施設の領収証(期間、宿泊者数がわかるもの)、宿泊者名簿、合宿等の行程表及び活動の状況が分かる写真等を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第12条 市長は、前条の申請があったときは、申請に係る書類を審査し、補助金の交付することが適正と認めるときは、七尾市合宿等誘致事業費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により交付申請団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の交付決定及び額の確定通知を受けた交付申請団体は、補助金を請求しようとするときは、七尾市合宿等誘致事業費補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還請求)

第14条 助成金の交付に関し、条例及び規則並びに告示に違反し、又は偽りその他不正の行為があったと認められる場合、市長は補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第15条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。